

政令市の議会基本条例の状況について

平成28年2月4日

1 制定状況について

- 21年に川崎市
- 22年に名古屋市・さいたま市・広島市
- 23年に新潟市・北九州市
- 24年に神戸市・静岡市
- 25年に札幌市・堺市・岡山市
- 26年に横浜市・京都市・浜松市・相模原市
- ※ 現在、20市中15市が制定

2 規定事項について（資料3－2）

- (1) 川崎市の制定後、25年度制定の3市までは、規定事項の漸増傾向あり
26年度制定の4市は、横浜市・京都市は規定事項が多いが、浜松市・相模原市はシンプル
いずれも理念条例であり、規定事項の多寡はあるが、規定事項は類似
- (2) 共通する規定事項（15市中13市以上が規定するもの）
 - ① 前文・目的規定
前文は、各市個性があるが、いずれも「二元的代表制の一翼を担う議会」「地方分権下での住民自治の拡大」「議会の強化・議会改革の必要性」がキーワード
 - ② 議会運営に関する規定
ア 議会の役割・活動原則、イ 質疑・質問、ウ 議員間討議
 - ③ 議員に関する規定
ア 議員の役割・活動原則、イ 会派
 - ④ 市民との関係に関する規定
ア 公聴会・参考人、イ 広報・広聴の充実、ウ 会議・情報の公開
 - ⑤ 市長等との関係に関する規定
ア 基本原則、イ 監視・評価
 - ⑥ 議会の機能強化に関する規定
ア 議決事件の拡大（基本構想・基本計画・実施計画の策定等）
イ 議会改革の推進

⑦ 議会事務局その他の規定

ア 事務局の機能強化、イ 図書室の充実、ウ 他の条例等との関係（最高規範性）、エ 条例の検証・見直し

(3) 独自性のある規定事項

① 議会側からの臨時会の招集（さいたま市、新潟市）

② 議案審査・議会運営に関する協議・調整を行う会議（全員協議会、会派代表者会議、広報編集委員会等）の設置（さいたま市）

③ 議員の派遣（さいたま市）

⇒ いずれも地方自治法と同様に、条例で規定

④ 案件に係る地域等に出向いての委員会の開催（静岡市）

特定の地域の住民に関係が深い事案や当該住民の関心の高い事案の審査をする場合等に、当該地域に出向いて委員会を開催することができる旨を規定

⑤ 市民との意見交換の場の設置（静岡市）

市民意見を把握し議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設ける旨を規定

（「努めるものとする」でなく「設けるものとする」と規定）

⇒ 産業振興策調査特別委員会が出向いて業界関係者と意見交換を行った事例あり

⑥ 区行政との関係（さいたま市、横浜市）

さいたま市：区で執行される各種行政について、議会に具体的・個別的に検討する場を設置する旨を規定

⇒ 今後、具体的な手法は検討

横浜市：区ごとに選出議員により構成される「区づくり推進横浜市議員会議」を設置し、個性ある区づくり推進の予算編成・執行、区の主要事業について協議
委員会への区長の出席要請等を規定

⑦ 議員連盟（横浜市）

議員連盟の結成、結成の際の議長への届出（規約等を添付）等を規定

⑧ 災害時の対応（横浜市）

災害時における議会の体制整備、議会・議員の役割を規定

(参考) 反問権に関する規定は、11市が規定

質疑等の趣旨確認のための発言を可とする旨を規定

「反問」と明記する市は、岡山市のみ

※ 議会改革先進市の事例

① 久慈市議会基本条例（２６年３月制定）

- ・ 前文を方言で規定（「“じえじえじえ” な議会を目指していくべえ」）
 不断の議会活動の検証を規定
- ・ 市民と議会が協働し市政課題について話し合う「かだつて会議」を設置
- ・ 反問権・議員間討議、ＩＣＴの積極的な活用を規定
- ・ 正副議長のほか、委員会の正副委員長の選出の際にも、所信表明の機会を設けることを規定
- ・ 議会と議会事務局の他自治体の議会との交流・連携の推進を規定

② 芽室町議会基本条例（２５年４月制定）

- ・ 議会モニター・議会サポーターの設置を規定
- ・ 反問権のみならず反論権を規定
- ・ 議員研修の充実・強化を規定（議員研修計画を策定）
- ・ 議会予算の確保を規定
- ・ 議会改革の推進のための議会活性化計画の策定を規定
 （議会活性化計画の運用）

任期４年間の議会改革の設計図を作成後、初年度の行動計画・工程表を作成し改革を実施

→ 年度末に議員が個々に自己評価後、議員間で議論して議会としての改革の評価を実施、それに基づき、次年度の行動計画案を作成

行動計画案を町民で構成する議会モニター会議・議会改革諮問会議に付し、町民の意見を聴いた上で決定

→ 毎年度の議会改革の進捗状況をＨＰ・議会広報誌・議会白書で公表

３ 検討過程について

（１）検討期間

制定の意思決定から議決までの平均の検討期間は、１年半程度
（最長は札幌市の４２か月、最短は名古屋市の３か月半）

（２）検討組織

特別委員会が４市（さいたま市、横浜市、相模原市、静岡市）
議会改革等の協議会が８市（札幌市、川崎市、浜松市、京都市、堺市、
神戸市、岡山市、広島市）
条例に特化した検討会が３市（新潟市、名古屋市、北九州市）

- (3) 会議回数
検討組織の会議（小委員会を含む）の平均の開催回数は、２３回
（最多は横浜市の３８回、最少は浜松市の１１回）
- (4) 外部講師による講演・勉強会
静岡市、浜松市、岡山市を除く１２市が実施
- (5) 他議会の視察
川崎市、堺市、岡山市を除く１２市が実施
※ 都道府県で初めて条例制定をした三重県議会に７市が視察
- (6) 住民との意見交換会
７市が実施（さいたま市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、堺市、
北九州市）
- (7) パブリックコメント
名古屋市以外の１４市が実施（９市がその結果に基づき条例案を修正）
- (8) 条例の検証・見直し
・検証・見直しは、相模原市、名古屋市、堺市、岡山市を除く１１市が規定
・検証・見直し（地方自治法改正に伴う文言の修正等を除く）は、神戸市・
さいたま市が実施
神戸市：市会活性化の取組について、市会運営委員会で報告し検証
さいたま市：議決事件の拡大に伴い、それに関する規定を整備
（２３年１２月改正）

以上